

## <入会のための基準>

### (1) 正会員

第1条 旅館業法に基づく営業許可を受け健全・快適・安全安心で効率的なサービスをそれに相応する料金で提供するホテルであること。

第2条 客室は、快適な洋室客室が30室以上であること。

第3条 ホテル内に次に掲げる施設があり、この表示については日本文の他、英文等が併記されていること

1. 玄関、ロビー、フロントオフィス等に掲げるホテル内施設等の配置案内図
2. 避難設備、非常口、非常の際の避難経路等の配置案内図
3. 客室の室名又は室番号、食堂等の標示
4. 会計又は両替をする場所の標示

第4条 別に定めるところにより、旅館賠償責任保険が付保されていること

第5条 ホテルを経営する者の条件（法人である場合は、その代表者及び役員）

1. 社会的信望が篤く、本連盟の目的に賛同をして、ホテルの施設、接遇の改善、経営の合理化等を図り内外旅行者の利便の増進、わが国観光事業の健全な発展と国際親善に寄与する熱意を有する者であること
2. 本連盟の定款その他の諸規定を遵守し、理事会の決議を尊重する者であること

### (2) 準会員と賛助会員

準会員及び賛助会員は、表決権を有しない。

#### 1. 準会員

- (イ) 準会員の資格は同一法人で同一代表者の正会員が入会している場合に限る  
(準会員の入会条件は同一法人登記で複数のホテルのうち1ホテル以上を正会員とし、それ以外のホテルを準会員とすることができる)
- (ロ) 準会員は、本連盟の支部会、各種研修会、各種委員会等に参加することができる。但し、参加費用については、正会員と異なる場合がある。

#### 2. 賛助会員

- (イ) 正会員と同様に総会、会合、各種研修会に参加できる。
- (ロ) 正会員と同様に客室料調査、客室利用調査、本部で行う調査研究資料入手することができる。

## <入会金及び会費>

会費の請求に関して 6 月の総会を経て 7 月頃に各会員に請求いたします。  
当該年度の会費は、前年度 3 月末現在の客室数を基準に算定し、6 月の総会後に請求し、8 月末を納入限度とする。

### (1) 正会員

1. 入会金 50,000 円

#### 2. 会 費

(イ) 年会費は基本会費（年間 50,000 円）+客室割会費（客室数×300 円）

(ロ) 客室割会費は 500 室を限度とし、それ以上は同額とする。

(各年度を 4 月～3 月とし、基本会費、部屋割会費は当該年度、入会月に関わらず  
本部事務局より請求をする。)

### (2) 準会員

1. 準会員は、1 ホテルにつき、年会費 10,000 円とする。

※ 準会員とは、同一法人の親（正会員）の系列ホテルに限る。

### (3) 賛助会員

1. 賛助会員は、1 社につき、年会費 100,000 円とする。（各年度 4 月～3 月とする）

2. 入会金の徴収無し。

会費は、一括納入とする。当該年度の会費は、前年度 3 月末現在の 客室数を基準に算定し、6 月の総会後に請求し、8 月末を納入限度とする。

### (4) 新規加入ホテル

1. 新規加入ホテル、賛助会員は、理事会で承認後、当該年度の会費を請求する。

## <入会申込の提出書類>

入会申し込みのための、提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 入会申込書（1通）所定様式
- (2) 添付書類（各1通）
  1. 会員調書 所定様式
  2. 料金届出書
  3. 旅館業法に基づくホテル営業許可証（写）
  4. 宿泊約款
  5. 客に配布するパンフレット類一式
  6. 旅館賠償責任保険加入契約書（写）（未加入の場合は、加入承諾書、書式自由）
  7. 消防法令適合通知書（写）
  8. 法人の場合は、法人の登記簿謄本（6ヶ月以内のもの）
  9. 外観写真
  10. 所在地略図と建物配置図（配置図は1階平面図を兼用することができる。）
  11. 各階平面図（ホテル部分として使用している全階のもので、縮尺1/100～1/200のもとのとする。）
  12. 反社会的でないことの表明・確約に関する誓約書兼照合同意書の提出

（注） 入会申込書3項の「推薦者」は当該ホテルの所在地を所管する支部長とする。

※ 上記書類の提出が揃わない場合は、理事会及びNHKの受信契約の手続きができませんので、ご注意ください。

## <入会の決定>

入会申込書は理事会において審議され、入会の可否が決定されます。

なお、審査のため、担当理事、または支部役員・事務局担当者が事前に訪問することがある。